

# 工事書類スリム化ガイド

令和7年4月  
香川県土木部技術企画課

# はじめに

- 香川県土木部では平成29年度から工事書類の簡素化に取り組んでいるが、現場からは「**工事書類の作成に時間を使っている**」との声が多数寄せられていた。  
令和6年度に関係団体との協議を重ね、工事書類の見直しを実施した。  
本ガイドは主要な見直し内容をまとめたものである。

## 見直しポイント

- ・ムダな作業の洗い出し（効果が少ないものは省略）
- ・電子化推進による効率化
- ・ペーパーレス竣工検査に向けた取り組み

本ガイドは令和7年4月以降の発注工事を対象とするが、契約済み工事についても受発注者協議のうえで、適用可とする。

今後もスリム化については検討していくが、工事書類作成にあたっての基本は、**受発注者間での十分なコミュニケーション**であることに留意すること。

# 目次

---

- 01 工程表
- 02 コリングズ
- 03 材料事前承諾
- 04 施工計画書
- 05 履行報告
- 06 材料確認書
- 07 廃棄物の運搬・搬出状況写真
- 08 休日・夜間作業届
- 09 工事打合せ簿
- 10 工事日報
- 11 安全管理資料
- 12 竣工検査

# 01 工程表

## 工事工程表は廃止

- これまで契約（当初・変更）時に提出していた工事工程表は廃止
- 工事実態に即した計画工程表（実工程表）のみ提出

## 計画工程表の提出について

- 計画工程表（実工程表）は現地測量後に提出（施工計画書等で提出）
- 施工計画を見直す場合は、計画工程表（実工程表）の変更も必要
- 竣工前の変更契約に伴う計画工程表（実工程表）は提出の必要なし
- 竣工時の赤書き工程表も提出の必要なし

## 02 コリンズ

### 登録は書類不要

- ・ 登録内容確認システムの利用により、登録内容確認にあたっての書類提出は不要

### 余裕期間設定工事

- ・ 受注登録については、契約後、土日祝日等を除き10日以内、または工事開始日までに行うこと

### 変更登録など

- ・ 変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に実施
- ・ 県監督員の変更だけでの変更登録は不要（次回以降の登録で対応）
- ・ 変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更登録は省略
- ・ 竣工登録は、竣工検査後に実施

# 03 材料事前承諾

## 汎用品は省略

- ・ 県が事前承諾した汎用品材料については、材料承認を省略  
【事前承諾の対象】  
生コン、コンクリート二次製品、アスファルト合材の一部汎用品で、一覧表を県HPに掲載
- ・ コンクリート二次製品のうち、工事材料事前承諾（JIS製品）に記載のものについては、JISマーク表示状態の確認を省略
- ・ 施工計画書の主要資材計画で整理
  - ・ 材料承認が必要となるのは、下表で材料承認対象に○印の入った資材のみ

主要資材計画

資材の種類			品質確認			生産地等 生産工場名 購入先	納入時期	品質規格証明	摘要
名称	規格	数量	J I S 品 ※ 示 表 マ ー ク	事 前 承 諾 材 料 ※	材 料 承 認 対 象				
生コンクリート	24-12-40BB	853m <sup>3</sup>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	○○生コン	○.○月	試験表 納入伝票	
異形鉄筋	D25	7.5t		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	○○商事	○.○月	ミルシート 納入伝票	県外品
ヒューム管 外圧管1種	B形150×26× 2000	10m	<input type="radio"/>			○○商事	○.○月	—	
ボックスカルバート	1000×1000× 2000	20m			<input type="radio"/>	○○コンクリート	○.○月	試験表 納入伝票	

# 04 施工計画書

## 提出は施工方法確定後

- 現地測量後に作成（準備工（測量）については、必要最小限の項目について事前提出）
  - 施工方法等が未確定の工種は、内容確定後（当該工種の着手前）に提出

## 変更は最小限

- 施工計画書の変更は、変更ページのみ提出（追加の場合、ページ番号は枝番で可）
- 軽微な変更は、施工計画書の変更不要

## 最終版は別途作成不要

- すべての変更を反映した最終版（溶け込み版）一式の作成は不要
- 変更契約後に、立会予定日や納品予定日等を遡って修正する必要なし

## 05 履行報告

現地施工前は必要なし

- ・ 準備工の段階では、提出必要なし
- ・ 添付する説明用の工程表は、計画工程表（実工程）をベースに作成

## 06 材料確認書

主任監督員まで

- ・ 特別な材料を除き、主任監督員までの確認で可

## 07 廃棄物の運搬・搬出状況写真

確認はマニフェストで

- ・ 廃棄物の運搬・搬出の状況写真は不要（過積載防止の写真は必要）

## 08 休日・夜間作業届

### 提出は現道のみ

- 現道上の工事は、工事打合せ簿で事前提出必要
- 現道上以外の工事は、情報共有システムの「連絡」機能で監督員に事前連絡

## 09 工事打合せ簿

### 迅速なレスポンス

- 工事打合せ簿等の決裁書類が滞った場合、催促メールで再周知
  - ・ 催促メールの送信状況を発信者にも周知
- 催促メール後も滞った場合は、上位承認者にも催促メールで周知

# 10 工事日報

作業のない週は必要なし

- **工期開始と竣工日及び実作業のある週のみ作成**
  - ・ 現場で実作業がない週は作成の必要なし(書類作成や片付けなどは作成の必要なし)
  - ・ 測量作業や現場事務所設置は記載すること

# 11 安全管理資料

提示資料はそのままで

- **安全管理資料をわかりやすくまとめ直す必要なし**
  - ・ 提示資料にインデックス等を貼って、まとめ直す必要なし
  - ・ 資料が多い場合は、参加者、開催日時、内容等をまとめた資料での提示も可
  - ・ 安全管理資料総括表は提出資料である

# 12 竣工検査

## 書類検査に同席可能

- ・ **電子納品促進のため、書類検査時の受注者同席を可とする**
  - ・ 電子納品では、検査時に書類確認が難しいのではないかとの意見があることから、希望すれば受注者同席を可とする

## 納品時の対応

- ・ **情報共有システムで交わした資料はCD納品不要**
  - ・ 竣工検査とその後のデータ保管は、情報共有システム内で実施
  - ・ 工事打合せ簿等を紙提出の場合のみ、一覧表の作成必要